

議第 50 号

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定める手数料の一部改正が行われたこと及び関係条例の整合性を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

下呂市消防関係手数料条例（平成16年下呂市条例第147号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務 の 種 類	事務の 内容	区分	手数料 の額	事務 の 種 類	事務の 内容	区分	手数料 の額
一の部（略）				一の部（略）			
二 条 例 に 規 定 す る 指 定 数 量 未 満 の 危 険 物 又 は	9 条 例第 52条 の規 定に よる 指定 数量 未満 の危 険物 又は 指定 可燃 物を 貯蔵 又は 取り 扱う タン	水張検査の項・水圧検査の 款（略）		二 条 例 に 規 定 す る 指 定 数 量 未 満 の 危 険 物 又 は	9 条 例第 51条 の規 定に よる 指定 数量 未満 の危 険物 又は 指定 可燃 物を 貯蔵 又は 取り 扱う タン	水張検査の項・水圧検査の 款（略）	

改 正 後				改 正 前			
指 定 可 燃 物 に 関 す る 事 務	クの水張 検査 又は 水圧 検査			指 定 可 燃 物 に 関 す る 事 務	クの水張 検査 又は 水圧 検査		
三の部・四の部（略）				三の部・四の部（略）			
五	31の項～36の項（略）			五	31の項～36の項（略）		
液 石 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	37 液 石法 第35 条の 6 第 1 項 に規 定す る保 安確 保機 器の 設置 等の 認定 の申 請に 対す	保安確保機器設置 等認定申請	認定を 受けよ うとす る者が 販売契 約を締 結して いる一 般消費 者等の 数（以 下この 項にお いて 「一般 消費者 等数」 とい	液 石 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	37 液 石法 第35 条の 6 第 1 項 に規 定す る保 安確 保機 器の 設置 等の 認定 の申 請に 対す	保安確保機器設置 等認定申請	認定を 受けよ うとす る者が 販売契 約を締 結して いる一 般消費 者等の 数（以 下この 項にお いて 「一般 消費者 等数」 とい

改正後					改正前				
		る審査		う。)が千戸未満のものにあつては55,000円、一般消費者等数が千戸以上1万戸未満のものにあつては80,000円、一般消費者等数が1万戸以上のものにあつて			る審査		う。)が千戸未満のものにあつては55,000円、一般消費者等数が千戸以上1万戸未満のものにあつては80,000円、一般消費者等数が1万戸以上のものにあつて
				<u>98,000</u> 円					<u>110,000</u> 円
		38の項 (略)					38の項 (略)		
		39 液石法第37	貯蔵施設等変更許可申請	<u>15,000</u> 円に変更に係			39 液石法第37	貯蔵施設等変更許可申請	<u>17,000</u> 円に変更に係

改正後					改正前				
		条の 2第 1項 に規 定す る貯 蔵施 設等 の変 更の 許可 の申 請に 対す る審 査		る貯蔵 施設又 は特定 供給設 備の数 を乗じ て得た 額			条の 2第 1項 に規 定す る貯 蔵施 設等 の変 更の 許可 の申 請に 対す る審 査		る貯蔵 施設又 は特定 供給設 備の数 を乗じ て得た 額
40の項～46の項（略）					40の項～46の項（略）				

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定める手数料の一部改正が行われたこと及び関係条例の整合性を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 別表「二 条例に規定する指定数量未満の危険物又は指定可燃物に関する事務」の事務の内容の欄中で引用する下呂市火災予防条例の条を「第 51 条」から「第 52 条」に改めます。

（別表関係）

（2） 別表中の手数料額の一部を下表のとおり改めます。

	改正後	改正前
保安確保機器設置等認定申請（一般消費者等数が 1 万戸以上のもの）に係る手数料	98,000 円	110,000 円
貯蔵施設等変更許可申請に係る手数料	15,000 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	17,000 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額

（別表関係）

（3） この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

（附則関係）